

令和元年第11回富山県教育委員会議事日程

9月6日（金）午後1時00分

教育委員会室

1 報告事項

(1) 臨時代理について（令和元年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

2 その他

今後の教育委員会等の日程について

3 議決事項

議案第27号 令和元年度教育功労者等表彰の件

議案第28号 富山県美術館運営委員会委員任命の件

議案第29号 富山県水墨美術館運営委員会委員任命の件

議案第30号 富山県スポーツ推進審議会委員の任命に対する意見に関する件

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和元年9月6日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

記

令和元年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和元年9月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和元年9月4日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

財 第 56 号
令和元年9月4日

富山県教育委員会

教育長 伍嶋 二美男 殿

富山県知事 石 井 隆



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和元年9月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和元年度富山県一般会計補正予算（第1号）
- 2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件
- 3 富山県職員等退職手当支給条例一部改正の件
- 4 富山県立高等学校等設置条例一部改正の件

令和元年度9月補正提案見込額総括表

1 一般会計

単位：千円／（ ）は現計予算

項		既定予算額	提案見込額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	1,865,686	14,500	1,880,186	3.0% (3.0%)	0.8%
	給与費	914,681	—	914,681		
	計	2,780,367	14,500	2,794,867		
小学校費	事業費	229,977	—	229,977	34.5% (34.6%)	0.0%
	給与費	32,082,597	—	32,082,597		
	計	32,312,574	0	32,312,574		
中学校費	事業費	200,355	—	200,355	20.7% (20.7%)	0.0%
	給与費	19,179,452	—	19,179,452		
	計	19,379,807	0	19,379,807		
高等学校費	事業費	7,090,461	217,785	7,308,246	29.6% (29.4%)	3.1%
	給与費	20,415,093	—	20,415,093		
	計	27,505,554	217,785	27,723,339		
特別支援 学校費	事業費	903,491	500	903,991	10.4% (10.5%)	0.1%
	給与費	8,873,143	—	8,873,143		
	計	9,776,634	500	9,777,134		
社会教育費	事業費	681,625	7,970	689,595	1.4% (1.4%)	1.2%
	給与費	593,330	—	593,330		
	計	1,274,955	7,970	1,282,925		
保健体育費	事業費	360,351	—	360,351	0.5% (0.5%)	0.0%
	給与費	110,059	—	110,059		
	計	470,410	0	470,410		
合計	事業費	11,331,946	240,755	11,572,701	100.0% (100.0%)	2.1%
	給与費	82,168,355	—	82,168,355		
	計	93,500,301	240,755	93,741,056		

2 特別会計

単位：千円

会計名	既定予算額	提案見込額	計	既定予算に対する伸び率
奨学資金特別会計	164,946	—	164,946	0.0%

令和元年度9月補正予算提案見込額一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案見込額	財源内訳			備考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企画課	高 学校修繕費(全日制)	192,350		地 198,000	△ 5,650	県立学校の施設改修
	高 高等学校建設事業費	18,285	2,900	地 28,000	△ 12,615	南砺福野高校の新実習棟整備 (R1出来高分) (R2債務負担行為設定:347,715)
	高 高等学校校舎等リフレッシュ事業費	7,150			7,150	県立高校への防犯カメラの設置
生涯学習・文化財室	社 青少年教育施設等管理費	7,670		7,000	670	立山荘の貯水槽改良工事
	社 文化財保護活用費	300	300			文化財保存活用大綱策定費
教職員課	総 人事企画管理費	4,500	2,026		2,474	教員UIJターンセミナーの実施及び教員養成講座開設
県立学校課	特 特別支援学校通学運営費	500			500	特別支援学校のスクールバスへの防犯備品等の配備
	総 明日のとやま教育創造基金運用事業費	10,000		寄 10,000		寄附金受領に伴う基金積立
一般会計合計(事業費)		240,755	5,226	243,000	△ 7,471	

注) 地:地方債

議案第 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和元年 月 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(富山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第16条第2号若しくは第5号」を「第16条第1号若しくは第4号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「定が」を「定めが」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第7項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山

県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第16条中「及び12月1日」の次に「(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」を加え、「6月1日又は12月1日」を「基準日」に改め、「若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条中「及び12月1日」の次に「(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」を加え、「6月1日又は12月1日」を「基準日」に改め、「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削り、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条第2項中「6月1日又は12月1日」を「基準日」に改め、「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、同法から成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されたことから、関係条例において規定整備を行うもの</p>
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例 以下の条例において、地方公務員法の改正に伴う規定整備を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）（第1条関係） 2 富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）（第2条関係） 3 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）（第3条関係） <p>第2 施行期日 令和元年12月14日</p>
3 他の条例等との関連	<p>期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年人事委員会規則第271号）を人事委員会が別途改正</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第21条 略 (期末手当)</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3まで及び附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第22条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第13項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5、6 略</p> <p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第1条～第21条 略 (期末手当)</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3まで及び附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第22条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第13項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5、6 略</p> <p>第22条の2 同上</p>	<p>地方公務員法（以下「法」という。）第16条第1号の規定の削除に伴う規定整備</p> <p>同上</p>

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に
法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に
該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給
日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)
で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上
の刑に処せられたもの

(4) 略

第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則
第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるそ
の者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員
会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職
し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定に
より失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を
除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の
定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合
において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属す
る次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号
に定める額を超えてはならない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に
法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給
日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)
で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上
の刑に処せられたもの

(4) 略

第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則
第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるそ
の者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員
会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職
し

____、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を
除く。)についても、同様とする。

2 同左

法第16条第1号
の規定の削除に
伴う規定整備

規定整備

同上

<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第23条の2～第25条 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第26条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第22条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7、8 略</p> <p>第26条の2～第30条 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第23条の2～第25条 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第26条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第22条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7、8 略</p> <p>第26条の2～第30条 略</p>	<p>同上</p> <p>法第16条第1号の規定の削除に伴う規定整備</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

富山県職員等の旅費に関する条例案新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第2号若しくは第5号又は同法第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となつた場合には</u>、同項の規定にかかわらず、前項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定がある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項、<u>第4項及び前項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額の中その者の者の損失となつた金額で人事委員会が定めるもの</p>	<p>第1条、第2条 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第1号若しくは第4号又は同法第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となつたときは</u>、同項の規定にかかわらず、前項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項<u>の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む</u>。 <u>）</u>がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額の中その者の者の損失となつた金額で人事委員会が定めるもの</p>	<p>規定整備</p> <p>法改正に伴う項 ずれの規定整備 規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者

が、
旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

第4条～第33条 略

を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

第4条～第33条 略

規定整備

議案第 号

富山県職員等退職手当支給条例一部改正の件

富山県職員等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

令和元年 月 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附則第34項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第50項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、附則第50項の改正規定は公布の日から、附則第34項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性等	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正及び学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）による国立大学法人法（平成15年法律第112号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 地方公務員法において成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の規定が削除されたことに伴う規定整備（第13条関係）</p> <p>(2) 国立大学法人法の改正に伴う規定整備（附則第34項関係）</p> <p>(3) 改元に伴う用語の規定整備（附則第50項関係）</p> <p>2 施行期日</p> <p>1の(1) 令和元年12月14日</p> <p>1の(2) 令和2年4月1日</p> <p>1の(3) 公布の日</p>
3 他の条例等との関連	富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）を別途改正
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第12条 略</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2、3 略</p> <p>第14条～第21条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～33 略</p> <p>34 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）の附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同</p>	<p>第1条～第12条 略</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職</p> <p>2、3 略</p> <p>第14条～第21条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～33 略</p> <p>34 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）の附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同</p>	<p>地方公務員法の改正による同法第16条第1号の規定の削除に伴う規定整備</p> <p>国立大学法人法の改正に伴う規定整備</p>

<p>じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>35～49 略</p> <p>50 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p> <p>表 略</p>	<p>じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>35～49 略</p> <p>50 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p> <p>表 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

規定整備

議案第 号

富山県立高等学校等設置条例一部改正の件

富山県立高等学校等設置条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

富山県立高等学校等設置条例（昭和39年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

富山県立泊高等学校	下新川郡朝日町	を
富山県立入善高等学校	下新川郡入善町	
富山県立入善高等学校	下新川郡入善町	に、
富山県立富山南高等学校	富山市	を
富山県立水橋高等学校	富山市	
富山県立富山南高等学校	富山市	に、
富山県立高岡高等学校	高岡市	を
富山県立高岡西高等学校	高岡市	
富山県立高岡高等学校	高岡市	に、
富山県立南砺福野高等学校	南砺市	を
富山県立南砺福光高等学校	南砺市	
富山県立南砺福野高等学校	南砺市	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の第1条に規定する富山県立泊高等学校、富山県立水橋高等学校、富山県立高岡西高等学校及び富山県立南砺福光高等学校は、この条例による改正後の第1条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案要綱

教育委員会 県立学校課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	令和2年4月に実施される県立高等学校の再編に伴い、対象となる高等学校に係る規定において、所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>第1 改正の内容 県立高等学校8校を再編し、新たに4校を設置するもの(第1条関係)</p> <p>第2 施行期日等</p> <p>1 施行期日 令和2年4月1日</p> <p>2 経過措置 この条例による改正前の富山県立泊高等学校、富山県立水橋高等学校、富山県立高岡西高等学校及び富山県立南砺福光高等学校は、令和2年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続することとするもの</p>
3 他の条例等との関連	<p>第1 改正が必要な条例等及びその対応 富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則その他関連する規則等は、この条例の施行期日までに別途改正予定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■関連する規則等 教育委員会所管の規則、訓令及び告示 富山県立高等学校通学区域設定規則 富山県立学校文書管理規程 県立学校の学籍簿等の保管学校名</p> </div> <p>第2 その他関連について考察すべき条例等 特になし</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

様式第3号

富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現行		改正案		備考
(高等学校の設置)		(高等学校の設置)		
第1条 富山県立高等学校を次のとおり設置する。		第1条 富山県立高等学校を次のとおり設置する。		
学校の名称	位置	学校の名称	位置	
富山県立泊高等学校	下新川郡朝日町	(削る。)		泊高等学校と入善高等学校を再編統合し、入善高等学校を設置するもの 富山北部高等学校と水橋高等学校を再編統合し、富山北部高等学校を設置するもの 富山県立高岡高等学校と高岡西高等学校を再編統合し、高岡高等学校を設置するもの 南砺福野高等学校と南砺福光高等学校を再編統合し、南砺福野高等学校を設置するもの
富山県立入善高等学校	下新川郡入善町	富山県立入善高等学校	下新川郡入善町	
略	略	略	略	
富山県立富山北部高等学校	富山市	富山県立富山北部高等学校	富山市	
略	略	略	略	
富山県立富山南高等学校	富山市	富山県立富山南高等学校	富山市	
富山県立水橋高等学校	富山市	(削る。)		
略	略	略	略	
富山県立高岡高等学校	高岡市	富山県立高岡高等学校	高岡市	
富山県立高岡西高等学校	高岡市	(削る。)		
略	略	略	略	
富山県立南砺福野高等学校	南砺市	富山県立南砺福野高等学校	南砺市	
富山県立南砺福光高等学校	南砺市	(削る。)		
略	略	略	略	
第2条～第4条 略		第2条～第4条 略		

今後の教育委員会等の日程について

- 令和元年10月18日（金） 9:30 予定
教育委員会 （教育委員会室）

